

茨城県つくばエクスプレス等整備利用促進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、つくばエクスプレス等整備利用促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第61号。以下「法」という。）第7条第5項の規定に基づき、つくばエクスプレスにかかる茨城県の基本計画に従い特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うこと、並びにつくばエクスプレスの利用促進のためのPR等の各施策を実施することにより県南西地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)法に基づきつくばエクスプレス整備と特定地域における宅地開発を一体的かつ円滑に推進するための協議に関すること。
- (2)つくばエクスプレスの利用促進に関すること。
- (3)つくばエクスプレスの東京延伸に関すること。
- (4)常総線の複線電化等整備促進及びつくばエクスプレスとの輸送の一本化の確保に関すること。
- (5)その他、目的達成のために必要な事業。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる機関・団体等（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3)監事 2名
- 2 会長は、茨城県知事をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、事業の執行及び会計について監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、次期の役員改選までの期間とする。

(幹事)

第8条 幹事は、別表2に掲げる者とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

2 前項に定めるほか、会長が必要に応じ一部の会員を招集して会議を開くことができる。

3 前2項の会議には必要に応じ会員以外の者を出席させることができる。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び収支予算に関すること

(2)事業報告及び収支決算に関すること

(3)規約の制定及び改廃に関すること

(4)その他会長が必要と認める事項

2 総会は、会長が招集し、会議の議長は、会長もしくは会長が指名した者が務める。

(総会議決)

第11条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため出席できない会員は、書面をもって他の者に表決の委任をすることができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 幹事会は、総会に提出する議案の調整及び協議会運営に関する事項等の企画・立案を行う。

第4章 事務局及び会計

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、茨城県企画部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局長は、茨城県企画部交通政策課長の職にある者をもって充てる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第5章 解散及び補則

(解散)

第16条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は、協議会設立の日（平成16年7月2日）から施行する。
- 2 ただし、茨城県つくばエクスプレス等整備促進期成同盟会と茨城県つくばエクスプレス及び宅地開発の一体的推進協議会が、平成16年度、本協議会設立以前に行った事業については、本協議会の事業とみなす。
- 3 平成16年度及び平成17年度の2カ年に限り、第4条の規定にかかわらず本協議会の目的に賛同し協賛する者は特別会委員とすることができる。

付則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

付則

この規約は、平成18年6月27日から施行する。

付則

この規約は、平成19年6月18日から施行する。

付則

この規約は、平成20年7月 3日から施行する。

付則

この規約は、平成21年6月26日から施行する。

付則

この規約は、平成24年6月29日から施行する。

付則

この規約は、平成26年7月18日から施行する。

付則

この規約は、平成29年4月 1日から施行する。

別表 1

茨城県知事
土浦市長
下妻市長
常総市長
取手市長
つくば市長
守谷市長
つくばみらい市長
茨城県議会議長
土浦市議会議長
下妻市議会議長
常総市議会議長
取手市議会議長
つくば市議会議長
守谷市議会議長
つくばみらい市議会議長
茨城産業会議議長（茨城県経営者協会，茨城県中小企業団体中央会，茨城県商工会議所連合会，茨城県商工会連合会）
土浦商工会議所会頭
下妻市商工会長
常総市商工会長
取手市商工会長
つくば市商工会長
守谷市商工会長
つくばみらい市商工会長
常総青年会議所理事長
つくば青年会議所理事長
首都圏新都市鉄道株式会社代表取締役社長
独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部つくば・千葉常磐担当推進役

別表 2

土浦市都市産業部都市計画課長
常総市総務部行政経営課長
つくば市都市計画部総合交通政策課長
守谷市都市整備部都市計画課長
つくばみらい市市長公室みらいまちづくり課長
茨城産業会議事務局長
首都圏新都市鉄道株式会社経営企画部長
独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部茨城業務部業務管理課長
交通政策課長
つくば地域振興課長
東京事務所次長